

多数の犬や猫を飼われている 飼い主の皆様へ

令和4年4月から、石川県内で多数の犬や猫を飼育する場合には、県内の保健所等へ届出をしていただく制度が始まりました。

犬や猫の健康や安全を守るとともに、周辺的生活環境を保全するための制度ですので、趣旨をご理解のうえ、届出へのご協力をお願いいたします。

- 届出の対象となる飼育頭数(※犬、猫ともに生後91日齢未満のものは除きます)

- ・ 犬猫の合計が6頭以上

(例 犬3頭と猫3頭を飼育 → 合計6頭以上となるため届出をお願いします)

- 届出の期限

- ・ 届出の対象となった日から30日以内

ただし、令和4年4月1日時点で既に届出の対象となっている方は、令和4年6月30日までに届出

- 届出事項

届出者の住所・氏名、飼養施設の所在地、飼養頭数、飼養又は保管の方法 等

※届出書は、石川県ホームページからダウンロードできます。



石川県薬事衛生課
ホームページ

- 届出方法・届出先

石川中央保健福祉センター（白山市馬場2丁目7番地）まで

届出書、飼養施設の平面図及び付近の地図を提出してください。（窓口持参）

※飼養状況をお聞きする場合や、状況に応じて飼養施設を訪問させていただく場合もあります。

※届出書の様式は、以下の施設で配布しています。

- ・ 石川中央保健福祉センター（白山市馬場2丁目7番地）
- ・ 河北地域センター（河北郡津幡町字中橋口1-1）
- ・ かほく市防災環境対策課（かほく市宇野気281番地）

- 罰則

届出をしない場合や虚偽の届出をした場合は、5万円以下の過料が科せられる場合があります。

【問い合わせ先】 石川県健康福祉部薬事衛生課 076-225-1441